諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成27年11月11日(平成27年(行情)諮問第664号)

答申日:平成28年11月21日(平成28年度(行情)答申第530号)

事件名:「民間輸送力(船舶)の活用方法に関する検討調査 調査研究報告

書」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「民間輸送力(船舶)の活用手法に関する検討調査」。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、「民間輸送力(船舶)の活用方法に関する検討調査 調査研究報告書(2015年3月13日。防衛省・統合幕僚監部)(表紙及び目次を除く。)」(以下「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月17日付け防官文第11375号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1)本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2)本件対象文書の履歴情報についても組織共有文書であれば開示対象で あるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求める。
- (3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写したものであるかの確認を求める。
- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け け防官文第4639号)として開示されなかった情報が存在するなら、 改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容

を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 これに該当する行政文書として「民間輸送力(船舶)の活用方法に関する 検討調査 調査研究報告書(2015年3月13日。防衛省・統合幕僚監 部)」を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条の規定を適用し、まず、平成27年5月13日付け防官文第7899号により、特定した行政文書の表紙及び目次について全部開示決定を行った後、残余の部分(本件対象文書)について同年7月17日付け防官文第11375号により、法5条2号及び6号に該当する部分を不開示とする一部開示決定(原処分)を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別紙1の とおりである。

- 3 異議申立人の主張について
- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、PDFファイル形式であり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

- (2) 異議申立人は「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報を特定しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、本件対象文書の履歴情報は特定していない。
- (3) 異議申立人は「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の 交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には 欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本 件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件異議申 立てがされた時点においては、異議申立人から開示の実施の申し出がな されていないことから開示の実施は行われておらず、したがって複写の

交付も行われていない。

- (4) 異議申立人は、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、本件対象文書の履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報等についてまで特定し、開示・不開示を判断しなければならないような趣旨の規定はない。
- (5) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において不開示とした部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙1のとおり同条2号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (6)以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

①平成27年11月11日 諮問の受理

②同日 諮問庁から理由説明書を収受

③同年12月3日 審議

④同月14日 異議申立人から意見書を収受

⑤平成28年11月10日 本件対象文書の見分及び審議

⑥同月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、統合幕僚監部が発注した「民間輸送力(船舶)の活用 手法に関する検討調査」について、契約相手方である部外業者(以下「契 約会社」という。)が作成した調査研究報告書であり、処分庁はその一部 を法5条2号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが適当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性(PDFファイル形式以外の電磁的記録の保有の有無)及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

当審査会において本件対象文書を確認したところ、同文書は、ページ番号を始めとしたその体裁に照らし、「民間輸送力(船舶)の活用方法に関

する検討調査 調査研究報告書(2015年3月13日。防衛省・統合幕僚監部)」のうち、法11条に基づき先行して開示された「表紙及び目次」(以下「先行開示文書」という。)に続く部分の文書であると認められる。

なお、本件対象文書の別紙3及び別紙6ないし別紙8の各1枚目の標題部分には、「Word資料参照」又は「Excel資料参照」との表記があるので、この点につき当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は「当該記述は、別紙3、6ないし8の内容がもともとWord又はExcelによって作成されたものであったため、契約会社においてそのように記述していたものと思われるが、いずれにしても納品されたものは紙及びPDFファイルのみである。」旨説明するところ、本件対象文書の別紙3及び別紙6ないし別紙8の体裁等に照らすと、その説明は不自然・不合理とはいえない。

その他、PDFファイル形式以外の電磁的記録を保有していると認めるべき事情は存しないことから、先行開示文書についての答申(平成28年度(行情)答申第276号)と同様、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(PDFファイル形式以外の電磁的記録)を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

- 3 不開示部分の不開示情報該当性について
- (1)本件対象文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、本件対象文書は、平成27年9月18日付けで入札公告を行った「民間船舶の運航・管理事業」(以下「本件事業」という。)の事前検討の資として作成されたものである旨説明する。
- (2) そこで,以下,検討する。
 - ア 別紙1の番号1及び番号3に掲げる部分
 - (ア) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、 当該不開示部分は本件事業の積算単価等に関する情報であり、これ を公にすると、本件事業及び今後の同種の契約の入札において予定 価格が推定されるおそれがあり、公正な競争により形成されるべき 適正な価格での契約が困難になる可能性があることから、法5条6 号口に該当する旨説明する。
 - (イ) 当該不開示部分には、本件事業の経費に係る前提条件や費目ごとの予算要求額等に関する情報が具体的に記載されていることが認められ、これを公にすると、本件事業及び今後の同種の契約の予定価格が推定されかねず、その結果として、入札の公正な競争が阻害され適正な価格での契約が困難となり、国の財産上の利益を不当に害するおそれがあると認められる。
 - (ウ) したがって、当該不開示部分は、法5条6号口に該当すると認め

られるので、不開示とすることが妥当である。

- イ 別紙1の番号2及び番号4に掲げる部分
- (ア) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ,諮問庁は, 次のとおり説明する。
 - ① 当該不開示部分は、契約会社が民間企業等に対して、他に公開しないことを前提として行った聞き取り調査の結果であり、その内容から聞き取り相手方の法人名をおおむね特定できるため、これを公にすると契約会社と聞き取り相手方との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条2号イに該当する。
 - ② また、当該不開示部分には、本件事業の積算単価等に関する情報も記載されており、これを公にすると、本件事業及び今後の同種の契約の入札において予定価格が推定されるおそれがあり、公正な競争により形成されるべき適正な価格での契約が困難になる可能性があることから、法5条6号口にも該当する。
- (イ) 当該不開示部分のうち、別紙2に掲げる部分を除く部分には、本件事業の実施内容や費用の見積りに関し、聞き取り相手方である民間企業等の担当者がそれぞれの実態等を踏まえて細部にわたり具体的に回答した内容が記載されていることが認められることから、諮問庁の上記(ア)①の説明が不自然、不合理であるとはいえない。

したがって、当該不開示部分のうち、別紙2に掲げる部分を除く 部分は、これを公にすると、契約会社と聞き取り相手方との信頼関 係が損なわれるなど、契約会社の正当な利益を害するおそれがあり、 法5条2号イに該当すると認められるので、同条6号口について判 断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (ウ) しかしながら、別紙2に掲げる部分には、聞き取り調査の結果の全体の概要が記載されているにすぎず、契約会社と聞き取り相手方との信頼関係が損なわれるおそれや本件事業及び今後の同種の契約の入札において予定価格が推定されるおそれ等があるとは認められないから、法5条2号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。
- ウ 別紙1の番号5に掲げる部分

当該不開示部分には、本件事業の実施内容等に関して契約会社が行った聞き取り調査に対し、聞き取り相手方である関係法人等の担当者がそれぞれの実態等を踏まえて細部にわたり具体的に回答した内容が記載されていることが認められることから、当該聞き取り調査が他に公開しないことを前提として行われたものであるとする第3の2(別紙1)の諮問庁の説明が不自然、不合理であるとはいえない。

したがって、これを公にすると、契約会社と聞き取り相手方との信頼関係が損なわれるなど、契約会社の正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 2 号及び 6 号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙 2 に掲げる部分を除く部分は、同条 2 号イ及び 6 号口に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙 2 に掲げる部分は同条 2 号及び 6 号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子

別紙1 (原処分において不開示とした部分及び理由)

番号	不開示とした頁及びその部分		不開示とした理由
1	4 頁	1. 実施方針の検討支援	事業の積算単価等に関する
		a)事業実施方針の検討	情報であり、これを公にす
		1) 事業方式, 事業期間の検討	ることにより事業の予定価
		①事業方式の一部	格が推測され、防衛省・自
	2 4 頁	1. 実施方針の検討支援	衛隊が実施する契約事務の
		a)事業実施方針の検討	適正な遂行に支障を及ぼす
		3)業務要求水準書の検討	おそれがあることから、法
		⑤予備自船員の確保に関する	5条6号に該当するため不
		インセンティブ手法の一部	開示とした。
	30頁	1. 実施方針の検討支援	
		a)事業実施方針の検討	
		5)本事業の実施に要する費用	
		の検討	
		③予備自である船員数に応じ	
		た対価の支払の一部	
	4 1 頁	2. 事業費及びVFM算定に係る検	
		討支援	
		a)各業務コストの見直し	
		1. 各業務コストの見直しの	
	4 4 =		
	4 4 貝	2. 事業費及びVFM算定に係る検	
		討支援	
		b)総事業費・VFMの算定	
	4 F B	2. 概算要求時の一部 2. 事業費及びVFM算定に係る検	
	4 0 貝	2.事業質及びVFM昇走に係る快 討支援	
		りえ返 b)総事業費・VFMの算定	
		3. 予算内示時の一部	
2	49百	3. その他	事業の積算単価等に関する
_	~ 5 4		基礎的な情報であり、これ
	頁		を公にすることにより事業
		め①~③のやりとりの部分	の予定価格が推測されるお
			それがあり、防衛省・自衛
			隊の事務又は事業の適正な

_		T	T
			遂行に支障を及ぼすおそれ
			があることから法5条6号
			に該当するとともに、本調
			査研究の契約会社が他に公
			開をしないことを前提に部
			外から聞き取り調査を行っ
			た内容であり、これを公に
			することにより当該契約会
			社と聞き取り相手方との信
			頼関係が損なわれるなど、
			当該契約会社の正当な利益
			を害するおそれがあること
			から、同条2号にも該当す
			るため不開示とした。
3	5 6 頁	3. その他	事業の積算単価等に関する
		b) 事業が円滑に実施されるため	情報であり、これを公にす
		のアドバイス	ることにより事業の予定価
		1. 船員費の支払スキームの整	格が推測され、防衛省・自
		理の一部	衛隊が実施する契約事務の
	別紙 6	1 枚目から 4 枚目までのそれぞれー	適正な遂行に支障を及ぼす
		部	おそれがあることから、法
		(紙媒体では表紙部分を除く。)	5条6号に該当するため不
	別紙7	VFM算定結果	開示とした。
		①概算要求時の1枚目から9枚目	
		まで(紙媒体では表紙部分を除	
		<.)	
		②予算内示時の1枚目から9枚目	
		まで(紙媒体では表紙部分を除	
		<.)	
		のそれぞれ一部	
4	別紙8	ヒアリングメモ	事業の積算単価等に関する
			基礎的な情報であり,これ
			を公にすることにより事業
		00)	の予定価格が推測されるお
		・議事録(B社)(平成26年6月	
		4日(水)14:00~16:0	隊の事務又は事業の適正な
		0)	遂行に支障を及ぼすおそれ

- ・議事録(C社)(平成26年6月 があることから法5条6号 11日(水)13:30~14: に該当するとともに、本調 40) 査研究の契約会社が他に公
- ・議事録(D社)(平成26年6月 開をしないことを前提に部 12日(木)16:00~17: 外から聞き取り調査を行っ 30)た内容であり、これを公に
- ・議事録(E社)(平成26年6月 することにより当該契約会 12日(木)14:00~15: 社と聞き取り相手方との信 45) 頼関係が損なわれるなど、
- ・議事録(A社)(平成26年6月 18日(火)14:00~14: を害するおそれがあること 40) から、同条2号にも該当す
- ・議事録(保険会社A社)(平成2 るため不開示とした。 6年9月1日(水)11:00~ 12:00)
- ・議事録(D社)(平成26年9月 5日(金)10:00~12:0 0)
- ・議事録(A社)(平成26年9月 8日(月)13:30~15:3 0)
- ・議事録(B社)(平成26年9月 11日(木)13:30~15: 30)
- ・議事録(保険会社B社)(平成2 6年9月16日(火)14:00 ~15:00)
- ・議事録(フォワーダーA社)(平 成26年10月17日(金)10 :00~11:30)
- ・議事録(A社)(平成26年10 月30日(木)16:30~18 :30)
- ・議事録(B社)(平成26年11 月12日(水)10:00~12 :30)
- ·議事録(A社)(平成26年11

		月13日(木)11:30~14	
		: 0 0)	
		・議事録(A社)(平成27年1月	
		6日(火)13:00~15:0	
		0)	
		・議事録(B社)(平成27年1月	
		8日(木)13:00~16:0	
		0)	
		·議事録(A社)(平成27年2月	
		26日(木)9:30~11:1	
		5)	
		・議事録(B社)(平成27年2月	
		26日(木)13:00~16:	
		00)	
		のやりとりの部分	
5	別紙8	ヒアリングメモ	本調査研究の契約会社が他
		・議事録(平成26年7月9日	に公開をしないことを前提
		(水) 10:00~11:00)	に部外から聞き取り調査を
		・議事録(平成26年8月25日	行った内容であり、これを
		(月) 10:00~11:00)	公にすることにより当該契
		のやりとりの部分	約会社と聞き取り相手方と
			の信頼関係が損なわれるな
			ど,当該契約会社の正当な
			利益を害するおそれがある
			ことから、法5条2号に該
			当するため不開示とした。

別紙2 (開示すべき部分)

該当頁	具体的箇所
49頁及び50頁	不開示部分の全て